

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	障害者福祉に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

御前崎市は、障害者福祉に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

御前崎市長

公表日

令和5年9月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	障害者福祉に関する事務
②事務の概要	<p>【身体障害者手帳】 身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳に関する各種事務を行う。特定個人情報ファイルは、番号法の規定に従い、次の事務で利用する。 ①身体障害者手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ②身体障害者手帳の返還に関する事務 ③身体障害者手帳交付台帳の整備に関する事務 ④氏名の変更又は居住地の移転に関する届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 ⑤身体障害者手帳の再交付に関する事務 ⑥静岡県への進達</p> <p>【精神障害者保健福祉手帳】 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳に関する各種事務を行う。特定個人情報ファイルは、番号法の規定に従い、次の事務で利用する。 ①精神障害者保健福祉手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ②精神障害者保健福祉手帳の返還に関する事務 ③精神障害者保健福祉手帳交付台帳の整備に関する事務 ④氏名の変更又は居住地の移転に関する届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 ⑤精神障害者保健福祉手帳の再交付に関する事務 ⑥静岡県への進達</p> <p>【療育手帳】 児童相談所又は知的障害者更生相談所(以下「相談所」という)において、知的障害と判定された者(児)(以下「知的障害者(児)という)に対して療育手帳の新規申請、手帳の記載事項の変更、再交付申請及び返還届等の受付・進達・交付事務を行う。特定個人情報ファイルは、番号法の規定に従い、次の事務で利用する。 ①療育手帳の交付手続に関する事務 ②療育手帳の記載事項の変更に関する事務 ③療育手帳の再交付及び返還手続に関する事務 ④療育手帳の交付台帳の整備に関する事務</p> <p>【障害者支援施設等への入所等措置】 身体障害者福祉法および知的障害者福祉法の障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設等への入所に関する各種事務を行う。 特定個人情報ファイルは、番号法の規定に従い、次の事務で利用する。 ①身体障害者福祉法の障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設等への入所等の措置及び費用の徴収に関する事務 ②知的障害者福祉法の障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設等への入所等の措置及び費用の徴収に関する事務</p> <p>【特別障害者手当／障害児福祉手当／経過的福祉手当】 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別障害者手当／障害者福祉手当、国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第七条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく経過的福祉手当に関する各種事務を行う。特定個人情報ファイルは、番号法の規定に従い、次の事務で利用する。 ①障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務（特別障害者手当／障害児福祉手当） ②氏名の変更又は居住地の移転に関する届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務（特別障害者手当／障害児福祉手当／経過的福祉手当）</p> <p>【特別児童扶養手当】 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当の支給に関する各種事務を行う。特定個人情報ファイルは、番号法の規定に従い、次の事務で利用する。 ①特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ②特別児童扶養手当証書に関する事務 ③未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ④手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ⑤届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑥費用の徴収に関する事務</p> <p>⑦事務の概要 【重度障害者(児)医療費助成】 重度障害者(児)の医療費助成に関する各種事務を行う。 ①重度障害者(児)医療費の受給資格の認定申請の受理、審査、応答に関する事務</p>
③システムの名称	福祉総合システム

2. 特定個人情報ファイル名	
障害者福祉管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の11,14,34,46,47の項、第2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第11条、第12条、第14条、第25条、第37条、第38条 御前崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8項 別表第二の16、19、20、23、27、56の2、66、67の項、第8項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条、第14条、第18条、第20条、第21条、第22条、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第37条、第38条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	御前崎市役所 健康福祉部 福祉課 〒437-1692 静岡県御前崎市池新田5585番地 0537-85-1121
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	御前崎市役所 健康福祉部 福祉課 〒437-1692 静岡県御前崎市池新田5585番地 0537-85-1121

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	5.評価実施機関における担当部署②所属長	福祉課長 齋藤芳樹	記載なし	事後	
平成31年4月1日	関連情報Ⅳ追加		関連情報Ⅳ	事後	
令和1年11月20日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務追加		重度障害者(児)医療費助成	事後	
令和1年11月20日	3. 個人番号利用法令上の根拠追加		番号法第9条第2項御前崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等	事後	
令和1年11月20日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携法令上の		番号法第19条第8項	事後	
令和3年9月1日	I-4-②	番号法第19条第7項 別表第二の16、19、20、23、27、56の2、66、67の項、第8項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条、第14条、第18条、第20条、第21条、第22条、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第37条、第38条	番号法第19条第8項 別表第二の16、19、20、23、27、56の2、66、67の項、第8項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条、第14条、第18条、第20条、第21条、第22条、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第37条、第38条	事後	法改正に伴う変更
令和4年4月1日	Ⅱ-1	平成31年3月31日	令和4年4月1日	事後	
令和4年4月1日	Ⅱ-2	平成31年3月31日	令和4年4月1日	事後	
令和5年9月12日	Ⅱ-1	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和5年9月12日	Ⅱ-2	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	